

令和8年第4回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和8年4月27日 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 川合 陸仁 書記 津田 卓也 書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号 議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	専決第 1 号 専決第 2 号 専決第 3 号 専決第 4 号 その他	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について 公共転用届について 現況証明願について 生産緑地のあつせん願いについて

		ります。 世帯員の農業従事状況としては、息子が約300日、息子の妻が30日、娘が150日、申請者とともに農業に従事しております。 農業用機械につきましては、トラクター1台、乗用田植機1台、乗用コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。 申請地では主に果樹の栽培を予定しております。 申請者は高齢ではありますが、高齢者取得理由書により、世帯員も農業に従事しており、本人の耕作への意欲も確認出来ています。 農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。 続きまして、番号2番の申請者による農地の貸借についてご説明いたします。 申請地の場所につきましては、議案書3ページをご覧ください。 申請地は、愛知県口論義運動公園の北東に約160メートルの位置に所在する1筆で、登記地目、現況地目ともに田で、面積は635㎡です。 申請法人は、平成19年に法人設立し、水稻を主として農業経営を行っています。 申請地は、土地区画整理事業を実施する目的で平成31年に市街化区域に編入されるまでは、利用権設定により、同法人が農地の耕作を行ってきておりましたが、市街化区域編入に伴い、利用権設定による農地貸借が法律に適合しないため、所有者による農地管理となっておりました。しかし、区画整理事業が進展せず、農地として当分の間利用することが確実となったため、農地法3条の貸借による申請となったものです。 申請法人は、農地所有適格法人で、農業用機械は、トラクター8台、コンバイン5台、田植機3台、その他必要な農機具を備えております。 申請地では周辺の農地と同様の利用状況とし、水稻の栽培が予定されております。
--	--	--

		農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、申請者の農地貸借に関して特段支障ございません。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第1号について、説明が終わりましたが、番号1番について、何かご意見・ご質問等はございますか。 登記地目が山林であっても農地として取り扱うのか。 農地は現況主義のため、現況が農地であれば農地として取り扱います。 他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第1号の番号1番について賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第1号の番号1番については、原案のとおり可決とします。 引き続き番号2番の審議に入ります。 該当委員には一時退席をお願いします。 (委員：一時退室) 番号2番について何かご意見・ご質問等はございますか。 市街化編入に伴う農地法3条許可申請による貸借とのことだが、農地中間管理機構を介した貸借の手続きとの違いを教えてほしい。 市街化区域内農地の貸借については農地中間管理機構を介した利用権設定ができないため、本案件については農地法3条による貸借の設定となったものです。 他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第1号の番号2番について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第1号の2番については、原案のとおり可決とします 退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。
	議長	
	委員	
	事務局	
	議長	
	議長	
	議長	
	委員	
	事務局	
	議長	
	議長	

		め、申請地に、一戸建て住宅の建築を計画したものです。 申請者には自己所有地が無く、両親に相談したところ、祖母が所有している土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、申請地を選定したものです。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。 排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地南側の既設側溝に放流するため、周囲の農地に対する問題はないと思われます。 第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長		議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
委員		番号4番について、違反状態を発見した経緯を教えてください。
事務局		申請者により本案件とは別の手続きがあり、その際に発覚したものです。
議長		他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
議長		議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いします。
議長		(全員挙手) 全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。
事務局		続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。専決について一括で報告。)
議長		・農地法第3条の3第1項の規定による届出 5件 ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 15件 ・農地法第18条第6項の規定による通知 6件 専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、

	事務局 議長 (15 : 27)	終わります。 続きまして、その他について、事務局より報告を願います。 (事務局より報告。) ・公共転用届について ・現況証明願について ・生産緑地のあっせんについて その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。 それでは、本日の議案につきましてはすべて終了しましたので、以上をもちまして、令和８年第４回農業委員会を終了させていただきます。
--	---------------------------------------	---